

**公益財団法人横須賀芸術文化財団**  
**平成 29 年度第 6 回理事会**  
**議 事 録**

- 1 開催日時** 平成 30 年 3 月 22 日（木）16 時から 17 時まで
- 2 開催場所** 横須賀市産業交流プラザ 特別会議室
- 3 出席者** 理事総数 6 名  
出席理事 6 名（代表理事・理事長を含む。）  
木村忠昭（理事長）、平松廣司（副理事長）、  
平井毅（常務理事）、鹿島勇、齋藤道子、竹内英樹  
監事総数 2 名  
出席監事 2 名  
鈴木嘉明、山寄進康

**4 議長** 木村忠昭（代表理事・理事長）

**5 決議及び承認事項**

- 議案第 10 号 平成 29 年度補正予算について  
議案第 11 号 平成 30 年度事業計画及び予算について  
議案第 12 号 事務局職員就業規則の一部改正について

**6 報告事項**

- ・平成 29 年度自主公演事業計画の一部変更について
- ・平成 29 年 7 月 1 日以降の職務の執行状況について

**7 議事の経過概要及びその結果**

定刻に木村理事長が議長席に着き、天沼業務部長が開会を宣言。

定款第 33 条第 1 項の規定に基づき、木村理事長を議長に選出。

木村理事長が、定款第 34 条に規定する定足数を満たしていることを確認し、本理事会が有効に成立した旨を宣言。

併せて、定款第 37 条第 2 項に基づき、木村理事長、平松副理事長、鈴木監事及び山寄監事を議事録署名人に指名した。

木村理事長が各議案を上程し、事務局に説明を指示し、議案の審議に入った。

**(1) 議案第 10 号 平成 29 年度補正予算について**

水野管理課長が説明。

説明によると、平成 29 年度においては、約 2,000 万円の黒字となる見込みであり、黒字分については、次年度以降の事業の充実を図るための財源とするため、舞台音楽芸術普及特定資産に積み増し、収支補正予算を編成するとの内容であった。

以上、木村理事長が諮った結果、出席理事全員一致をもって原案のとおり承認された。

## (2) 議案第 11 号 平成 30 年度事業計画及び予算について

大倉事業課長（事業計画）及び水野管理課長（予算）が詳細を説明。

説明によると、平成 30 年度は、横須賀芸術劇場の指定管理期間の第 3 期の 5 年目となる。平成 30 年度も、劇場が文化的な潤いある地域社会の実現に力を尽くすため、活力ある事業運営を行っていく。施設の管理及び運営では、安全管理に努め、かつ施設環境の改善と的確なサービスの提供に努めていく。

予算については、特定資産である指定正味財産から 2,000 万円の取崩しを行うこと。経常収益の合計額は、7 億 8,515 万 7,000 円、経常費用の合計額は、8 億 873 万 9,000 円、当期経常増減額はマイナス 2,358 万 2,000 円、正味財産期末残高は 12 億 7,529 万 6,000 円となる。なお、公益目的事業比率は 75% となり、資金調達及び設備投資の見込みについてはないとの説明であった。

本議案に関連し、次の質疑応答があった。

- ・鹿島理事：指定管理料収入とはどのようなものなのか、独立採算制ではないということか。
- ・水野管理課長：横須賀市から受けている委託料である。独立採算制ではない。
- ・木村理事長：以前より減額された指定管理料の中でやりくりしている。
- ・鹿島理事：修繕による休館という話があったが、修繕積立金はあるのか。
- ・佐久間主査：横須賀市の建物であるため、基本的に建物と設備については市の発注工事となる。積立金としては計上していない。
- ・竹内理事：元々指定管理者制度というものがなく、文化会館も直営だった時代がある。芸術劇場の立ち上げに伴い財団を設立した。財団は横須賀市の芸術文化振興の施策のためによく働いてくれていると考えている。市が本来すべき施策のために必要なものとして大規模工事も進めていくべきとの考えである。
- ・鹿島理事：このような財政状況について、横須賀市としてどのような印象をもたれているか。
- ・水野管理課長：財団の所管は文化振興課となるため、議会等を通して報告している。財政状況についての指摘を受けたことはない。
- ・竹内理事：財団の財政状況についての具体的な指摘は耳にしない。指定管理料は公募にしてから当初の額より減額されたが、その状況の中で効率的な運営ができているという認識である。
- ・鹿島理事：議会から指摘がないということは、横須賀市全体から認められているということであり、結構なことである。

以上、木村理事長が諮った結果、出席理事全員一致をもって原案のとおり承認された。

## (3) 議案第 12 号 事務局職員就業規則の一部改正について

水野管理課長が説明。

当財団の就業規則について、高齢者雇用確保措置として事業主に義務付けられて

いる継続雇用制度に適合するように改める。

本議案に関連し、次の質疑応答があった。

- ・ 竹内理事：解雇理由について説明されたい。
- ・ 水野管理課長：勤務成績、身体状態等である。それとは別に採用基準として現在は条件を付している規定のため、法律に合わせて改正したい。

以上、木村理事長が諮った結果、出席理事全員一致をもって原案のとおり承認された。

#### **(4) 報告事項**

##### **・平成 29 年度自主公演事業計画の一部変更について**

大倉事業課長が説明。

平成 29 年度自主公演事業計画については、当初、追加実施見込みの 1 事業 1 公演を含む 49 事業 66 公演を実施する旨承認を受けたが、追加実施の内容が決定し、かつ実施の見送りに伴う公演数を変更するため、50 事業 68 公演となる見込みであることが報告された。

##### **・平成 29 年 7 月 1 日以降の職務の執行状況について**

大倉事業課長が報告。

横須賀市関係に関連する事項として、芸術劇場指定管理業務に係る月次報告、市議会向け経営状況の報告を行ったことのほか、公益法人認定関係に関して神奈川県による定例立入検査が行われたことが報告された。

以上をもって、議事全部の審議及び報告が終了したので、17 時、議長が閉会を宣し解散した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

平成 30 年 3 月 30 日

公益財団法人横須賀芸術文化財団

議 長

代表理事（理事長）

木 村 忠 昭

(代表者印)

代表理事（副理事長）

平 松 廣 司

印

監 事

鈴 木 嘉 明

印

監 事

山 寄 進 康

印